

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、上下都市計画道路三・六・四号溝上御幸線、三・五・二号陣屋植木線、三・五・一号切田尻辰の口線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十二年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

上下都市計画道路三・六・四号溝上御幸線

三・五・二号陣屋植木線

三・五・一号切田尻辰の口線

二 都市計画を変更する土地の区域

府中市上下町上下

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市政策課、府中市建設部まちづくり課、府中市上下支所建設係

四 縦覧期間

平成二十二年四月八日から平成二十二年四月二十二日まで